

平成28年度 第4回  
藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2017年（平成29年）1月13日（金）

藤沢市環境部環境総務課

午後1時55分開会

○**黛参事** 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより平成28年度（今年度）第4回となります藤沢市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

環境総務課の黛でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開催要件の確認をまずさせていただきたいと思います。この審議会につきましては、委員の過半数の方の出席が開催要件となっております。本日は、19人の委員のうち、現在15人の委員にご出席をいただいております。お1人、ちょっとおくれて来るというご連絡をいただいておりますので、最終的には16人になろうかと思っておりますけれども、開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

なお、本日、傍聴の方はいらっしゃいません。あわせてご報告をさせていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前に皆様に送らせていただいている資料として、資料1「藤沢市一般廃棄物処理基本計画（案）」というちょっと厚目の冊子でございます。2番目が資料2、同じく「藤沢市一般廃棄物処理基本計画（案）概要版」という同じ表紙のちょっと薄いものでございます。それから、本日お配りさせていただいた資料3、A4の1枚物で、『藤沢市一般廃棄物処理基本計画』改訂（素案）についてのパブリックコメント実施結果です。資料4「平成29年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画（案）」です。以上、4点になります。全てお手元にありますでしょうか。よろしいですか。もし途中でないものがありましたら、言っていただければお渡しできますので、よろしくお願いいたします。

それでは、規則によりまして、この審議会の議長には会長に当たっていただくことになっておりますので、横田会長に議事進行をお願いしたいと思います。横田会長、よろしくお願いいたします。

○**横田会長** 皆さん、明けましておめでとうございます。おかげさまで、藤沢市の一般廃棄物処理の基本計画ができました。この計画は、10年間に期間を持つかなり長期の計画で、現在動いている計画がありますが、5年ほどたちましたので、平成29年度から新たに10年間ということで計画を見直していく、そういう計画でございます。

本日は、この計画につきまして、昨年、パブリックコメントをやっていただいて、その結果等を事務局からお聞きすることになっております。どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

○**須田補佐** 環境総務課の須田です。よろしくお願いいたします。私のほうから、「藤沢市一般

廃棄物処理基本計画（案）」につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

まず、資料3をごらんください。「『藤沢市一般廃棄物処理基本計画』改訂（素案）についてのパブリックコメント実施結果」になります。

昨年11月10日から12月9日まで、各市民センター、またホームページなどでパブリックコメントを実施しております。意見の件数については2件、意見提出者として2人となっております。内容としては、市民・事業者・行政の役割に関する意見が1件、3Rに取り組むまちづくりの実現に関する意見が1件となっております。

裏面をごらんください。内容につきまして、まず1件目、エコ・クッキングを中心としたごみを出さないライフスタイルを実施しますというようなことを提案されております。これにつきまして、本市の考え方として、本計画においては、「不必要なものを買わない、受け取らないなど日常的な生活で心がけ、使い捨て商品の安易な使用を自粛し、買い物袋を持参するなど、ごみを出さないライフスタイルを実践します」や「食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動に努めます」などを市民の役割としており、「ご意見にあるエコ・クッキングの理念が含まれていると考えております」という考え方を示させていただいております。

また、2件目につきましては、生ごみコンポストが、助成制度として、金額が値上がったので、金額を下げてさらなる普及をしていただきたいという内容でございました。これに対して、本市の考え方としては、「本計画においては、生ごみの資源化の促進施策として、生ごみ処理器（コンポスト容器）の斡旋販売、家庭用電動生ごみ処理機の購入費補助金制度の記載をしているところです。コンポスト容器の販売実績は、年々、減少傾向にあります。コンポストや新たな生ごみ処理機であるキエーロの普及促進などの施策を実施し、その効果を確認しながら、普及促進方法を検討していきます」という回答とさせていただいております。

こちらの2件については現在の計画の中に含まれていると考えておりまして、この意見に対して反映したものはございません。

続きまして、資料1をごらんください。「藤沢市一般廃棄物処理基本計画（案）」になります。まず、この表紙の右下、以前はH28としか書いていなかったのですが、ポスターが決まりましたので、こちらを入れさせていただいております。

次のページをごらんいただくと、目次になります。基本的に、「計画改定の基本的な考え方」、「地域概況」、「ごみ処理基本計画」までは変更ございません。「ごみ処理基本計画の改定」の中で一部変更をしております。また、第4章「生活排水処理基本計画」と第5章「計画の進

行管理」については変更しておりません。資料編につきまして、「ごみ排出量の将来推計」について、一部変更をしております。

それでは、主な変更点についてご説明させていただきます。

まず、61ページをごらんください。施策体系図になります。この中の基本方針1「積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現」の(1)「3R推進に関する施策」の内容として、⑧「循環型社会形成への要請」という項目を追加しております。また、この内容につきましては、64ページの⑧「循環型社会形成への要請」ということで、「循環型社会形成に資する事項や適正処理困難物を含めた様々な製品に対する事業者責務としての拡大生産者責任について(一社)全国都市清掃会議や神奈川県都市清掃行政協議会をとおして、国へ要請・要望していきます」という内容を追加しております。

資料編、100ページの次のページ以降になります。今まで表1から3までがついておりました。今回は、目標が決まったことから、「ごみ排出量の将来推計(排出抑制あり)」という表4から6までを追加しております。

続きまして、資料2をごらんください。こちらの6ページ、先ほどの本編と同じ内容で3R推進に関する施策として、⑧「循環型社会形成への要請」という内容を追記しております。資料2については、今のところのみの修正となっております。

皆様に以前にお渡ししたものとの変更点につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。

- 横田会長 ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたら、どうぞ。
- 岩隈委員 お願いですけれども、厚いほうの最後の資料の説明というところがあります。私はコンポストばかりやってあれですけれども、コンポスト、キエーロの説明をそこに書いていただいたらありがたいかなと思って、今お願いをしました。
- 須田補佐 今のご意見は、用語説明のところコンポスト、キエーロについての追記をしてほしいという内容でよろしいでしょうか。
- 岩隈委員 はい。私なんかはわかっているのですが、普通の方は話をしてもわからない方がおられて、ここの計画にも生ごみ減量とたくさん書いてありますよね。それには、やはりキエーロとかコンポストで、市民が生ごみを減らしていただければすごくいいなと私はいつも思っているんです。ですから、パッと見たときにわかるように書いていただけたらありがたいと思います。

- 須田補佐 簡単な説明については記載をさせていただきます。
- 横田会長 本文中には「コンポスト」、「キエーロ」という言葉はどこかに出ていますか。
- 岩隈委員 今回、「コンポスト」は書いていないですね。「キエーロ」は書いてあるけれども。だから、キエーロの前にコンポストというの……。
- 横田会長 キエーロは何ページだったでしょうか。
- 岩隈委員 63ページの⑤「生ごみ資源化の促進」というところ。そこには、キエーロは書いてあります。今まではコンポストがたくさん出ていましたけれども、今回の冊子には入っていないのです。私は、コンポストも、70型は虫が湧いてやめてくださいという話をさせていただきましたが、ふたが丸いのは密閉されて虫が湧きにくいのです。キエーロではできないトウモロコシの皮とかそういうものはコンポストに入れて、キエーロでなくなるものはキエーロに、私は2本立てでやっています。年末の28日に注文して、来ました。お正月の生ごみを入れました。2週間たったら消えていました。だから、やっぱりすごいなと思ったところ……。
- 横田会長 「キエーロ」というのは商品名になるのですか。
- 岩隈委員 はい。
- 横田会長 「コンポスト」という言葉は一般的な言葉としてありますが。
- 岩隈委員 それで、1つ問題が起きています。私は今、温暖化協議会というところで活動しているのですが、常にキエーロ、コンポストで書いているのですが、学生の意見交換会を12月4日にやりまして、その資料にキエーロを書いていたきたいと仲間の方に話したら、今言われたとおり、コンポストはそういうものだけれども、キエーロは何かまた別の……。
- 横田会長 そういう違いがわかるような説明が欲しいかもしれませんね。これは商品名であって。
- 岩隈委員 それで「書けない」と言われたのですが、総務課にお伺いしたら「書いてもいいですよ」と言われました。それでよろしいのですよね。
- 横田会長 よろしいですか、事務局のほうでは。
- 須田補佐 用語集もそうですけれども、63ページの本文のところもキエーロだけになってしまっていますので、そこについてもコンポスト、キエーロと両方合わせて書きたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 横田会長 並びで書けばいいかもしれませんね。

○岩隈委員 お願いします。

○横田会長 パブリックコメントの結果はこの2つが書いてございますが、パブリックコメントに出てきた意見はこの2つだけだったということでしょうか。

○須田補佐 そのとおりです。

○横田会長 ほかにございますか。——特にないようでしたら、議事の(1)は了解されたということにしたいと思います。

議事1の(2)のほう、「平成29年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画(案)」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○若林主任 それでは、「平成29年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画(案)」につきまして、環境総務課の若林より説明させていただきたいと思います。

皆様、資料4をごらんください。「平成29年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画(案)」でございます。こちらの処理実施計画(案)は、来年度(平成29年度)の一般廃棄物処理の基本事項を定めるものとなっております。

1ページから説明させていただきたいと思います。1「計画の目的」です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき、一般廃棄物処理計画を定めておりますが、一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画で構成されております。本年度、皆様にご審議いただいております一般廃棄物処理基本計画は、10年間の期間の計画でございますが、この一般廃棄物処理実施計画は、年度ごとの一般廃棄物の処理事業を定めるものとなっております。

続いて、2「計画期間」については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。

■の2つ目に飛びまして、「ごみ処理実施計画」です。1「ごみ処理人口」は42万6,486人を計画しておりまして、前年度計画より約4,400人の増となっております。統計値を8月1日基準としておりますのは、平成29年度予算要求する際にごみ処理推計を作成したときのごみ処理人口と合わせているため、この8月1日の統計値を使っております。

2「ごみの排出量及び処理量の見通し」です。表どおりの計画をしております。前年度計画と比較いたしますと、ほぼ横ばいの量となっております。

2ページに移らせていただきます。3「基本計画に基づくごみの排出抑制、減量化・再生利用の推進等の施策」は、一般廃棄物処理基本計画と同様の重点施策、基本施策を記載しております。

4 ページに移らせていただきます。「ごみ処理に関する計画」です。(1)「ごみ処理の流れ」は、表の左側の種別で集められたごみが、真ん中の中間処理を経て右側の最終処分または資源化へ行くフローとなっております。こちらも基本計画と同様のものとなっております。前年度からは1カ所変更させていただきました。変更箇所は、左側のごみ種別をごらんいただきまして、真ん中あたりの特定処理品目の上から3つ目の点、蛍光管の後の電池類のところ です。これはもともと乾電池となっていたところを電池類に変更させていただいております。

お手元の資料の一番下に黄色の紙で「平成28年12月から特定処理品目の『乾電池』に出せる品目が増えます!!」をごらんください。平成28年12月から、乾電池に加えましてボタン電池・コイン電池、小型充電式電池を新たに収集しております。今後は、これらをまとめて「電池類」という品目といたします。

資料4にお戻りください。4ページの「藤沢市ごみ処理フロー」のその他の部分につきましては、前年度と同様でございます。

左側のごみの種別で説明しますと、上から、可燃ごみは基本的に焼却を行いまして、外部で溶融処理を行い、資源化いたします。

続いて、大型・特別大型ごみです。可燃性大型ごみは、裁断後、焼却いたします。羽毛布団につきましては、回収後、売却いたします。不燃性大型ごみは、破碎後、磁選物を売却し、残りの残渣につきましては焼却いたします。スプリングマット、自転車につきましては、積みかえ、外側除去をして売却します。タイヤ、ホイールについては、ホイールは売却、タイヤはチップ化等をして資源化いたします。

不燃ごみに移りまして、不燃ごみはリサイクルプラザで破碎し、金属類を磁選して、残りを焼却いたします。なお、コンクリートブロック等は直接最終処分場に埋め立てをします。また、家電製品の一部、小型家電につきましては、市民センター等に設置したボックス回収を基本として売却していきます。

特定処理品目です。テープ類は、回収後、直接焼却いたします。ライター、ガスボンベ、スプレー缶については、回収して穴あけ処理を行い、売却いたします。蛍光管、電池類、水銀温度計は、専門業者で処分いたします。

剪定枝につきましては、民間施設でチップ化し、燃料化、堆肥化する予定となっております。

資源に移りまして、ペットボトルは、圧縮・梱包後、売却または資源化していきます。カン・なべ類も選別・圧縮をして売却していきます。本・雑がみ、段ボール、新聞、古布、飲

料用紙パックについても売却していきます。廃食用油はリサイクルプラザにて回収して積みかえをし、売却いたします。ビン類はリサイクルプラザ藤沢でリターナブルビンはそのままビンとして使用、ほかのものは砕いてカレットとしてリサイクルしていきます。プラスチック製容器包装はリサイクルプラザ藤沢で圧縮・梱包し、リサイクルしていきます。大型を含む商品プラスチックについては、リユースできるものは洗浄後、消毒し、リユースし、ほかのものについては材料リサイクルをしていきます。

5 ページに移ります。(2)「ごみの収集区分と主な種類」です。ア「市が収集・処分するごみ」について、前年度から変更は2カ所ございます。そちらを説明させていただきたいと思えます。

6 ページの上から2つ目の小型家電については、現在、各センター等に設置している小型家電回収ボックスに入れられるものとして7品目、電話機、カメラ、ポータブル音楽プレーヤー(補助機能装置)、電子端末、電子辞書、電卓、ゲーム機に限定しておりましたが、平成29年度より変更を予定しております。変更後は7品目の限定を拡大し、小型家電回収ボックスの投入口である30センチメートル×15センチメートルに入るもので、奥行きが30センチ程度の大きさのもの、さらに電気・電池で動くものと変更いたします。

次に、変更の2カ所目は表の一番下の特定処理品目です。こちらは、先ほど説明いたしました乾電池を電池類に変更させていただいております。

飛びまして、ウ「市が収集・処分できないごみ」についてです。上から、危険物・処理困難物については、医療系廃棄物、電子オルガン、ピアノ、受入基準外のコンクリートがら、塗料、廃油、石等については、販売店、専門業者にて処理する予定となっております。なお、受入基準外のコンクリートがらについては、コンクリートがらは本来最終処分場で受け入れ、埋め立てを行います。最終処分場のシートを破損するおそれがあるものについては受け入れができないため、受入基準外のコンクリートがらとして市が収集・処分できないごみとしております。

表の2段目以降、7ページにわたって、家電リサイクル法対象品目、資源有効利用促進法対象品目及び広域認定制度対象品目については、前年度から変更なく、メーカーでリサイクルまたは事業者での処理を行う対象となっております。

次に移りまして、エ「市と民間事業者の協定等に基づき資源化するごみ」です。こちらは前年度から計画に新たに追加されているもので、今年度は前年度と比較して変更はございません。小型家電リサイクル法対象品目については、引き続きリネットジャパンという環境省



の認定事業者と協定し、一定の要件を満たしたパソコン等の無料回収を行っております。剪定枝等については、搬入施設は3事業者、そのうち市内1カ所、市外2カ所と協定し、市外の処理施設にてチップ化後、燃料化や堆肥化され、使われているものです。

続きまして、(3)「ごみの収集体制」です。ア「定期収集」は、基本的には戸別収集について記載させていただいております。

8ページをお開きください。イ「予約収集」とは、主にコール制の大型ごみ等について記載しております。

ウに移ります。「三者協調方式」は、主に資源回収について記載しております。

9ページに移りまして、エ「ボックス回収」は、小型家電を回収するために各市民センター等に設置したボックスについて記載しております。

オ「一声ふれあい収集」については、ごみの排出が困難で、ボランティア等の協力を得ることができない高齢者世帯や障害者世帯について、個別に収集しているものです。

カ「許可業者収集」については、基本的には事業者から排出されたごみにつきまして、許可業者が収集するものでございます。

10ページをお開きください。(4)「ごみの処理体制」は、先ほどごらんいただいた4ページのごみ処理フロー及び6～7ページの内容と重複しておりますので、前年度から変更いたしました3カ所について説明させていただきたいと思っております。

変更の1カ所目は、イ「不燃ごみ」の(エ)「再資源化できない不燃物(破碎ガラ)は、最終処分場に埋立処分」については、今まで行っていた内容の追加で記載しているものです。これは、リサイクルプラザ藤沢で、破碎後の不燃物で資源化できないものについては、一部埋め立てを行う予定となっております。

変更の2カ所目は、10ページの下のオ「特定処理品目」の(イ)「電池類は、民間施設で資源化」については、先ほどと同様、「乾電池」から「電池類」に品目を変更したものととなります。

変更の3カ所目は、11ページに移りまして、一番下のク「市外にて処理するごみ」を新たに追加いたしました。「焼却施設整備工事期間中において、北部環境事業所及び石名坂環境事業所のごみピット貯留可能量を超える場合は市外の民間施設又は他市等の施設にて焼却し、焼却灰を溶融資源化」については、焼却施設の定期修繕及び施設の老朽化工事の期間中はごみの焼却が一部行えません。その状況で、北部環境事業所及び石名坂環境事業所のごみをためるピットにピット容量を超えるごみの搬入があった場合、ごみがピットからあふれる状況

にはできないため、市外の民間施設または他市の施設などで焼却を行い、またその焼却灰も溶融資源化を行う予定となります。

12 ページをお開きください。5「ごみ処理施設及び整備に関する事項」です。(1)「収集車両基地」は、環境事業センター及び南部収集事務所で所有しているパッカー車やダンプなどの台数について記載しております。

(2)「リサイクルプラザ藤沢」は、カン・金属類の機械選別圧縮施設などの資源化施設について、稼働日数、処理予定量などを記載しております。

13 ページに移りまして、(3)「プラスチック製容器包装圧縮梱包施設」は、一部民間施設にて中間処理をしている部分がありますので、記載しているものです。

(4)「焼却施設」は、北部環境事業所、石名坂環境事業所の稼働日数、処理予定量について記載しております。

(5)「最終処分施設」は、現在使用している女坂最終処分場について記載しております。

14 ページをお開きください。(6)「一般廃棄物処理事業者（食品リサイクル）」です。こちらは、藤沢市内に1社、食品リサイクルをしている施設がございますので、記載しております。

(7)「その他の民間処理施設」です。こちらは、事業者が直接搬入または市が委託を行って資源化している量及び資源化の内容となっております。

ここで、1カ所修正がございます。大変申しわけございませんが、こちらの「乾電池」は「電池類」を計画したものとなっておりますので、修正をお願いいたします。そのため、処理対象は、剪定枝、電池類、蛍光管、水銀体温計、タイヤ、電気製品となります。

(8)「処理施設等の整備・計画」については、ア北部環境事業所・焼却炉の定期整備、イ石名坂環境事業所・焼却炉の定期整備、ウ北部環境事業所・焼却炉の更新計画となっております。

続いて、6「その他の一般廃棄物の処理に関し必要な事項」、(1)「再資源化の種別及び処理量の見通し」です。こちらは資源についての処理量を記載しております。処理過程から資源化については、破碎後、磁選などで資源化されるものになります。また、電気製品等の資源化、焼却灰の溶融資源化について記載しております。

15 ページの一番上の羽毛布団の処理量の見通しは、今回新たに追加いたしました12トンを計画しております。全体的に、あとの見通し量は、若干増か、ほぼ前年度と同量となっております。

(2)「不法投棄対策」です。こちらは前年度と同様、パトロールや看板の設置、防犯カメラ等の不法投棄対策を予定しております。

(3)「一般廃棄物処理施設の情報公開」については、維持管理情報についてホームページで公開するという内容となっております。

7「市が処理することができる産業廃棄物」です。藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第22条の規定により、市が処理することができる産業廃棄物は、次の表となっております。

(1)「市が収集運搬、処理できる産業廃棄物」です。ア少量排出事業者と、イ地域事業等で発生したものです。地域事業等で発生したものについては、公民館まつり等が該当となっております。

16 ページに移ります。(2)「市が処理できる産業廃棄物」です。事前登録した市内事業者が排出するアからウの要件を満たした産業廃棄物ということで、中小企業の工務店等のもの、少量しか出ないようなところを対象とし、受け入れている廃棄物が記載されております。

17 ページに移ります。「生活排水処理実施計画」です。こちら、藤沢市一般廃棄物処理基本計画に沿った実施計画となります。

1「生活排水処理人口」は、土木計画課、下水道業務課から数字をいただいております、区分の生活雑排水処理の単独処理浄化槽の設置数のみ、前年度比較で若干減となっておりますが、その他につきましては人口の増加に伴い増となっております。

2「し尿・浄化槽汚泥の排出量及び処理量の見通し」は、実績等に基づき、藤沢市一般廃棄物処理基本計画の推計値を記載しているものでございます。

3についても、基本計画で記載している施策と同様となっております。

18 ページをお開きください。4の(1)「生活排水処理の流れ」です。こちら基本計画と同様のフローとなっております。基本的に生活雑排水処理は下水道での処理となっております、浄化槽汚泥やくみ取りし尿につきましては、北部環境事業所のし尿処理施設で処理を行い、処理水は下水、脱水汚泥については焼却処理していく流れとなっております。

(2)「し尿・浄化槽汚泥の収集体制」です。前年度と同様で、し尿・浄化槽汚泥については、許可業者が収集するような体制となっております。

(3)「生活排水の処理体制」も前年度と同様の記載となっております。

最後の19ページをごらんください。5「し尿処理施設及び整備に関する事項」として、(1)「し尿処理施設」である北部環境事業所について記載しております。

(2)「し尿処理設備の整備・計画」です。ア北部環境事業所・し尿処理施設の定期整備と、イ北部環境事業所・し尿処理施設の整備計画となっております。

以上で、一般廃棄物の処理実施計画について、説明を終わらせていただきたいと思います。

- 横田会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見などありましたら、どうぞ。
- 北坂委員 とてもいい資料だと思います。なかなかこういう形で目にすることが少ないもので、改めて勉強させていただいたように思います。ただ、この中身そのものが非常に細部にわたっているもので、これをもう少し一般の人、場合によっては外国人を含めてわかりやすいような形で、例えば動画であるとか、そういう形で10分程度でまとめてもらうような形にすると、よりわかりやすいような気がします。

1つ1つこういう形でチェックしていくということはなかなか大変な作業だろうなと思いますので、広報の仕方を一工夫していただければと思います。

- 横田会長 処理の実施計画を褒めていただいたわけですが、これが活字による伝達の仕方だけでなく、もう少し見える化といいますか、ビデオのような形で一覧に供せられるという形のものがあればいいなというご要望だったと思いますが、何か事務局でお考えがあったらお話しください。
- 須田補佐 一番わかっていたけるといいなというのは、やはり4ページのごみ処理フローの部分なのかなと思います。こちらについては、2年前にごみニュースにて、これをもう少し絵にしたものを出しています。それについてはここまで詳しくは書いていないものとなっているので、そういったものを再度載せて、こういう処理をしているということを皆さんに伝えていければなというところで、今後の検討とさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。
- 阿部主幹 補足ですが、動画についても、昨年の12月から、外国語バージョンをホームページに載せていまして、皆さんに一回見ていただいたあの動画を、英語と中国語で記載して出しております。その辺のところも工夫していますので、よろしくお願いたします。
- 北坂委員 1つ提案ということでもないので、例えば外国の方々が在留ビザを取るときに、例えばその動画を見ることを義務化するとか、見ていただいて、そこで藤沢市としてはこういうことをやっているという形で周知できるようなこと。あと、一般の我々を含めてですけれども、例えば映画館でいろいろなコマーシャルをやっていますよね。ああいうところでこういう取り組みなり、こういうことをざくっとやっているということで、ホームページとかそういうところへ接触する、コンタクトできるような働きかけをしてみられたらどうな

のかなと、ちょっと僭越ですが、申し上げました。

○横田会長 大分前ですけれども、ヘルシンキの町を歩いていたら、観光者が立ち寄るような案内所みたいところに、その市の環境行政的なパンフレットというか、そんなものが置いてありました。ああいうものが、居住者はもちろんのことですが、藤沢にぶらっと来た人にも、藤沢はこういうことで環境に配慮しているのかとわかるようなものがあると、観光プラス藤沢市に対する理解が深まるのではないかと思います。その辺、何か工夫がありましたら、今やっていることもあるようですが、さらにご検討願えればというご要望だと思います。

○阿部主幹 ご意見はごもっともだと思います。ただ、いろいろな広報をするにも、実はこの前、先ほど言われたような動画を神奈中のバス、今はディスプレイがありますので、そこで12秒流して1カ月6万円という話もありました。予算が通るかどうかわかりませんが、1路線で6万円、全部やると70万円とか100万円とかというお金になってしまうので、その辺のところ、これから検討課題として。我々もそういうものを広く市民の方に見ていただけることは非常にいい試みだと思って、ちょっと見積もりをとってみたらそういう結果でしたので、その辺のところは参考にさせていただいて、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○川島委員 ちょっと自慢になってしまいますが、善行地区で1年に2度出したときもありますが、ここのところは1回ですが、生活環境としての、市から出ているものをもっと易しい形で書いて全戸配布しているのです。去年出したものが評判がよくて、センターにとりにいらした方があって、センターの方がごみニュースだと思って市から出したものを「これですか」と言ったら「いや、それじゃないんです」と言って、私たちがつくったほうが欲しいと言われたとすごく自慢しているのです。

今、持ってきていませんが、毎年のつづりがあります。それはこのように立派なものではないので、本当に1枚の裏表を使って、ことしの分もきのうつくりに行ってきました。そういうふうに、各地域がそれぞれにやっていったら広がるのではないかという気はするのです。市だけをお願いするのではなくて。そう思いました。

それからもう1個だけ。善行の生活環境の研修で、ペットボトルの回収業者に行ったのです。そうしたら、すごく褒められました。藤沢市はAランクです。本当はたくさん欲しいけれども、藤沢市のご都合で中国と分かれていますか。——違う？ 何かあるので全部はいただけないのですよということをおっしゃっていらした。

とにかく、Aランクであるということはいずれにせようれしいじゃないですか。だから、そういうのは

行った人だけが知るのではなくて、もっとみんなに知らせたらいいのではないか。ごみを出している人たちも、ペットボトルがAランクなら、やはりきれいに出そうとみんな思うから、悪い面だけでなく、いい面もどんどん発信していただきたいと思います。

○阿部主幹 善行のお便りというか、ごみの生活環境協議会さんで出されている資料はうちの事業センターでも見させていただいて、感心しているところがございますので、今後、参考にしていきたいと思います。また、各地区、「長後だより」とか、善行だけでなく生活環境協議会さん名義とか、そういうところもいろいろな形で広報紙を出していただいていますので、各地区にいろいろなもので広がっていくと考えております。

あと、ペットボトルの件、金田代表理事は資源循環組合のほうで処理をしていただいているのですが、Aランクというか、スーパーAランクです。全国でもトップクラスと言われています。特に、市民の方が出されるところでほとんどラベルも取ってあるという状態で、ラベルがついているもの、キャップがついているものについては資源循環組合さんのほうで障害者の方が5名ぐらいですか。

○金田委員 そうですね。

○阿部主幹 障害者の方は全部で20名ぐらい働いていらっしゃるのですが、その中で5名ぐらいの方がペットボトルのはじいたものを全部処理していただいて、ペットボトルの業者に渡すときにはきれいな形で、多分日本一だろうと言われていました。

先ほど言われた中国というのは若干あれで、多分行かれたのはペトリファインさんだと思いますが、藤沢市のほうで出していて、容器包装リサイクル法の中で、藤沢市では約半分のペットボトルをそちら、見に行っていたのはペトリファインさん、あとは市のほうで売却をしています。資源組合さんのほうでかなりいい品物なので、容リ協より高く売れるということもあって。ただ、今落としているのはペトリファインさんですよ。

○金田委員 そうです。

○阿部主幹 だから、結局同様のところへ行っていると思いますが、そういう形で売却もしているということです。もし何か補足があれば、代表理事、お願いします。

○金田委員 お褒めいただきましてありがとうございます。市民の皆様の努力がありまして、ラベル、キャップを外していただいて、洗浄もしていただいて、かなりきれいに出していただいております。その中の何割かは、キャップがついていたり、ラベルがついていたり、洗浄されていないものがありまして、そこについては障害者雇用を使わせていただいて、障害者の働く場と、品質をよくするために、今、貢献しているところでございます。

先ほど阿部主幹からもお話があったとおり、藤沢市の品物はスーパーAランクで、多分全国トップレベルで、申しわけありませんが、はっきり申し上げますと、民間業者は藤沢市のはどこも欲しがっているのです。本来であれば、ペトリファイン以外もいろいろありますが、やはりできれば神奈川県内で何とか処分をしたいというところと、これも税金が使われていますので、できるだけ高く売却することが私たちの使命ですので、その分の兼ね合いを考えております。

数年前は容り協と半々の割合でしたが、皆さんの品質がいいということで、割合が少しずつ変わってきましたので、少しずつ、できればペトリファインさんにお出しするような感じで、今、頑張っているところです。

あとは、品質を上げるためにはかなり努力が要ります。申しわけございませんが、これにもし全市の分となりましたら、スーパーAランクを維持するためには従業員もかなり補充しなければいけなくて、また税金が使われてしまいますので、できれば少しずつという感じで容りのほうも使わせていただきながら、うまく処理させていただければなと思っております。やはりお金がかかることですので、その分の兼ね合いをしながらと思っています。ただ、全国的にもトップレベルですので、皆さんの市民のご協力がいただければ非常に助かります。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○横田会長 今ご意見ありましたように、確かに余りこういうことは一般の市民の人は知らないと思います。だから、機会があればマスコミ等にも、新聞の湘南版あたりには、藤沢はこのとおり全国トップレベルだという話を出していただくということもよろしいのではないかと思います。

○府川副会長 今、川島さんからお話を伺いました。生活環境としては、各地区それぞれに事業をさせていただいています。それから、講座のときも、自分たち役員だけでなく、一般公開、一般の人にも入っていただいて、いろいろなことをわかっていただけるようにということと呼びかけております。ただ、皆さん、まだそこまでいっていなかったと思いますので、今度、会長会議のときなどにはっきりとさせていきたいと思っております。その辺の宣伝が足りなかったと私も思っております。

何かおやりになるときに、自分たち生活環境の人だけでなく、一般の方もお誘いして、公開講座という形でやらせていただくと、習ったことなども下におりていくと思っておりますので、生活環境の皆様、より一層のご努力をしていただけたらと思っております。私どももそれな

りに頑張っていきたいと思っています。きょうはありがとうございました。

○横田会長 ほかにございましょうか。

○北坂委員 以前からずっと僕は申し上げているのですが、地産地消をぜひ進めていっていただきたいのです。例えば、今、ペットボトルについても、中国への輸出は、今一般的に国内に回されているものと比較して、売却はどれぐらい高く売れているのですか。

○金田委員 今、藤沢市の分は、中国へ売却はしておりません。今は容り協会を使わせていただいて、あとは神奈川県内のペトリファインを使わせていただいている状況ですので、輸出はされていません。

○北坂委員 全て地産地消になっているという理解でよろしいですか。

○金田委員 容り協会は国が定めたシステムを使っておりますので、市も加入して使われております。今、それ以外のペットボトルについては神奈川県内で処理していますので、県内処理100%はできております。

○北坂委員 ペットボトルを神奈川県外に売却する場合の基準として、市内、県内の大体どれぐらい以上であればプラスになるという基準はあるのですか。

○金田委員 基準はないですね。基本的には単価によってばらばらですので。例えば、県外にお出しすれば、それなりに輸送コストがかかりますので、そのバランスの兼ね合いだと思っております。今、県内の部分については、私どもの組合はかなりランクがよいものですから、その分ではかなりいい交渉をさせていただきまして、他ではなかなかお話しできないような単価で今買っていただいているような状況です。

○北坂委員 県内で処理できないから県外へ出すということではないのですね。

○金田委員 そうです。

○北坂委員 だから、県内で処理できるのであれば、県内で処理していくということの大前提として、もちろんコストの問題とか税金の問題とかあると思いますが、原則としてはそのところ、いわゆる全体としての環境問題ということも含めて考えていくと、ぜひ推進していただきたいなと思っております。これはかねてからずっとお願いしていることですが。

○金田委員 そのように推進しておりまして、組合の考えとしましては、委員さんのお話しされるとおり、まず第一前提としております。あとは、先ほど言ったとおり、いろいろな部分、全体を考えなければいけません。その兼ね合いとして、どの点が一番いいのかというところで、今、協議をしている状況です。ここ数年につきましては、ペットボトルは神奈川県内で処理できておりますので、できればその方向性で何とか進めていきたいなと思っております。



す。

ただ、売却については、ほかの部分もそうですけれども、相場性がかなり高いものになりまして、全世界的に、今グローバル化になっておりますので、全世界の部分についての単価で変動するということがあります。それにつきまして、私ども一生懸命情報収集して、できるだけちゃんと適正に処理ができて、適正以上に売却できるところを今模索している状況です。

○北坂委員 山があれば谷がありますので、僕は平均でいいと思っているのです。平均で、なおかつ県内で需要があれば、それはペットボトルのみならず古紙にしてもそうですし、段ボールがまだまだこれから需要が伸びますから、そういう意味ではそういう考え方を基本として、ぜひお願いしたいなと非常に思います。

○金田委員 それはもう基本にしておりますので。

○横田会長 ほかにございましょうか。

○岩隈委員 またお願いです。この間、暮れにキエーロを買いまして、配達していただきました。設置はしてくださったのですが、「土は自分で入れてください」と言われたのです。私、びっくりしてしまいまして、7袋か、ちょっと数えていなかったのですが、そんなの自分でできませんので、「済みません、入れてください。お願いします」と言いましたら、「市役所と、設置だけして、買った人に土を入れてもらうという協定になっています」と言われたのです。それで私、「えーっ」と言ってしまったのです。

市役所をお願いします。高齢者のひとり住まいの女の人は、重たい土なんか入れられませんので、元気な男の方がおられるところは別ですが、女性とか奥さん、若い女性でもいいですけれども、それはもう……。服部商店でしたよね。男の方2人が来て、ただこうやってあれしていたから、私、無理に「お願いします」と言ってやっていただいたのです。それはもう入れてくださるように、市のほうからやっていただけませんかでしょうか。この席をかりて、ちょっとお願いします。

○金田委員 キエーロの土ですか。

○岩隈委員 キエーロです。

○金田委員 私ども資源循環協同組合のほうで生産もしております、市から私どもに依頼がありまして、設置及び土も全部入れるということで仕事をしております。ですから、多分そこはまた別の民間業者ですので、そこはまた別で、多分ほかの手数料がかかる感じだと思っております。できれば資源組合のほうを使っただけであれば、全部私どもの組合のほうで、

市から補助金がありますので、設置できますので、よろしければ。

○岩隈委員 市役所を通して買ったのですけれども。

○刈屋主幹 ただいまの、土まで何とか入れてほしいということについては、確かにごもっともでございますので、早急に改善できるように頑張っていきたいと思います。よろしく願いします。

○岩隈委員 お願いします。そうしたら、いっぱい宣伝します。

○横田会長 ほかにございますか。

○橋詰委員 私も以前役人をやっていたので、ちょっと退屈なことを聞きますが、この実施計画の11ページの最後の「市外にて処理するごみ」というところで、これは追加とおっしゃったので、ことしのものにはなかったという意味ですか。これからのことを書いてあるので、そうなのかなと思います。

僕、ちょっと記憶が曖昧なのですが、一廃処理計画は、基本的に自分のまちのことを書きますよね。ほかのまちとかかわりのあることは、廃棄物処理法では、ほかのまちの計画とちゃんと調整をとりなさいとか、そういう表現になっていたと思います。そうしたときに、この表現でほかのまちは何がわかるのかなということです。要は、何を書くかということよりも、むしろ域外を越えて動くものについては、ほかのまちとちゃんと連絡をとりましょうという趣旨だと思います。その辺は、今までどのようにやってきているのかなと。

逆に言いますと、同じように、藤沢市外から藤沢市内に入ってきているものもあるのかどうなのか。あるとすれば、その辺はどんなふうに行っているのかというあたりをご説明いただきたいと思います。

○須田補佐 まず、市外で処理する場合、最初に事業者は当然ありきですが、事業者といつから処理をしてくださいとお願いする前に、まずある市町と協議して調整して、その協議が調ってからその事業者と調整し、処理を進めるという形になっております。

市外から市内という場合についても、当然、先に連絡をいただいて、それから決定するような流れとなっております。食品残渣のところで広域で集めてというものについて、市内でも一部あるという状況です。

○橋詰委員 多分そんなところだと思いますが、この計画という性格で考えると、それは本当は書くべきなのかなという気もしなくはないのです。一応、実施計画は、ある意味プロ用のものですよね。プロ用のものとして考えると、そこまで書くほうがいいような気もするし、そこは今回どうこうしろと言うつもりはないのですが、少し考えておいてもらったほうがい

いのかなと思います。

○須田補佐 他市と調整する場合において、「実施計画を出してください」と言われる場合がございます。その中で、想定しているならそこに記載しておくべきものではないかという他市等からのご指摘もありましたので、入れているものでございます。

○橋詰委員 そうすると、個別具体的には書いていない。例えば何市とか、そういうことは書いていない？

○須田補佐 当然、協議につきましては、受けられる、受けられないにつきまして、その事業者等をその市町が確認して判断するものでございますので、一概にどこの市とは、こちらからは書けないものでございます。

○橋詰委員 そうすると、ここに書いてあるような、そういう場合には市外でというぐらいの書き方をするものなのですか。

○須田補佐 はい。

○橋詰委員 わかりました。

そういう意味では、これはプロ用だとは思いますが、さっき話がありましたように、プロ用のものであっても市民が見てわかりやすいにこしたことはない。それはそうだと思うので、工夫されるといいのかなと思います。

そういう目で改めて見ると、ちょっと話が戻りますが、さっきの一廃処理基本計画の概要版で今のフローみたいなものを書いたほうが、むしろわかりやすいのかなと思います。概要版という趣旨を考えると、市が何をやろうとしているかをコンパクトにまとめたものだろうと思います。そうであれば、概要版は、もう少しいろいろな情報を盛り込んでもいいのかもしれない。そこはちょっとお考えいただければと思います。

○横田会長 今、橋詰委員からもありましたことに関連づけて私もお聞きしたいのですが、先ほどの11ページにあるク「市外にて処理するごみ」は、ピット容量を超えた場合のことを書いているわけですが、過去にピット容量を超えた場合はございましたか。

○須田補佐 実は本年度、ございました。大体100トン程度、市外に出しております。調整はしているのですが、どうしても石名坂環境事業所と北部環境事業所の整備期間が重なってしまっ、さらに予想を超えるほど一時的にごみがふえた場合、そういったときに限って本当に限定して出すような形を想定しています。

○横田会長 いわゆる保守点検の重なりぐあいというのですか、計画の中でどうしても能力が満たない場合が出てくるということですね。

○須田補佐　そうですね。それと、今回からここに書かせていただいたのは、今後、北部環境事業所の炉の整備がございます。整備に伴って、当然、施設がとまったり、そういったことも想定しておりますので、事前に書かせていただいているという内容になっております。

○横田会長　わかりました。

ほかにございましょうか。——特にないようでしたら、この議事はこの程度で了解していただいたということにしたいと思います。

以上で、本日の議事は2点、終了いたしました。

「その他」、何かございませんでしょうか。——特にないようでしたら、議事はこれにて終了したいと思います。ご協力どうもありがとうございました。

○黛参事　この冊子のほう、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画（案）」につきましては、今回いただいたご意見、1点、コンポストの件かなと思いますが、その辺を直ささせていただいて、この2月の議会に報告をさせていただきます。今の実施計画のほうについても、今回、さまざまなご意見、ご提案をいただいておりますので、その辺を踏まえまして、告示を行いまして、平成29年度の一般廃棄物処理に反映していきたいと考えております。

それでは、「その他」は特にないということなので、今年度の審議は本日これが最終となります。一般廃棄物処理基本計画などへのさまざまな意見、ありがとうございました。今回、審議いただいた以外で、これからも基本計画への内容に影響があるような修正をする場合には、横田会長と調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、この計画が完成いたしましたら、委員の皆様には郵送させていただきたいと思っております。

それでは、最後に、私どもの金子環境部長からご挨拶をさせていただきます。

○金子部長　改めまして、こんにちは。藤沢市環境部長の金子でございます。閉会に当たりまして、一言だけご挨拶させていただきます。

本日はお忙しい中、平成29年度に向けた環境部の減量・資源化の施策につきましてご審議をいただき、ありがとうございます。特に施策に向けて市民PRについて後押ししていただきまして、大変ありがとうございます。心強い限りでございます。

委員の皆様におかれましては、第12期の藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員として最後の審議会となります。任期2年にわたりまして、さまざまな角度から慎重なご審議をいただきましたこと、心から厚く感謝を申し上げます。第12期におきましては、特に新たな廃棄物処理施設としての藤沢市廃棄物処理施設基本計画や、今ご審議いただきました藤沢市一般廃棄

物処理基本計画の改定など、本市の環境施策の重要な計画について、ご審議をいただきました。大変貴重なご意見をいただいたと思っております。

本市におきましては、今後におきましても、循環型社会形成を推進する枠組みの中で3Rを推進するとともに、廃棄物からの熱回収、適正処理の優先順位のもとに減量・資源化、適正化の施策を進めてまいりたいと考えております。皆様におかれましては、これらの推進に当たりまして、今後も忌憚のないご意見とご指導、ご鞭撻を賜りまして、また環境施策に対してご理解とご協力をさまざまな場面でいただければと思っております。

最後になりますが、皆様のこれからのご健勝とますますのご発展をご祈念いたしまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○ 参事 それでは、審議会はこれで終了させていただきたいと思っております。お忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。

午後3時06分閉会